

◆ (内野幸喜) 皆様こんにちは。玉名郡区選出、本日は無所属としての一般質問になりますが、既に自由民主党の方に入団が決定しております内野幸喜でございます。

今回、同期議員 13 名のうち、私も含め 6 名が一般質問の機会を与えていただきました。先輩議員の皆様方、そして残る同期議員の皆様方には心から感謝を申し上げます。

私は、4 月に行われました一般選挙におきまして、議会人として初めて議席を与えていただきました正真正銘の新人議員でございます。今から始まるこの 60 分間、私にとりましては生涯初めての一般質問となります。恐らく、今からが本当の意味での議会人としてのスタートであると思います。執行部の皆様方、そして議場の皆様方におかれましても、どうか今後のことも考慮していただき、せめてこの 60 分間だけは、懐深く温かい目で見守っていただきたいと思っております。

それでは早速、新人議員らしく、失敗を恐れず、憶することなく思い切り質問に入らせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

まずは、市町村合併と地方財政の健全化についてからでございます。

旧合併特例法に基づき、積極的に合併推進がなされた結果、本県の市町村数は、平成 11 年 3 月時点の 94 自治体から、平成 18 年 3 月には 48 自治体にまでなりました。この平成の大合併は、多くの困難に直面しながらも、それぞれの市町村、そして住民が、地域の将来を真剣に考え、時には激しい議論も交え小異を捨てて大同につくという大局的な見地から、真摯に努力された結果であると考えます。

一方、それぞれの地域特性からなるさまざまな諸事情により、合併を選択しなかった市町村も 32 自治体ございます。こうした市町村の中には、三位一体改革に代表される国の施策等による財政状況の悪化や少子高齢化の進行等、厳しい自治体運営を強いられているところも少なくありません。

特に、本格化する少子高齢化社会の到来は深刻で、13 年後の平成 32 年には、高齢化率が県平均として 30% に近づくことが予想されており、私の出身地である玉名郡は、その 4 町すべてが 30% を超えると予想されております。こうした割合は、小規模町村と言われる自治体ほど高い傾向となっております。

こうした市町村を救う方策として、合併こそが最良だとは、私自身決して言い切れません。しかしながら、住民に最も身近な市町村は、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行以来、みずからの責任と判断で、地域の実情に応じた行政サービス、施策の内容決定から実施等に至るまで、その責務を担っていくことが求められるようになってきました。

さらに、道州制が議論されるようになってきた今、基礎自治体である市町村は、その行財政基盤の強化も一層求められるようになってきております。こうした状況に対する有効な手段として、市町村合併の推進は理解を示さなければならぬものと考えます。

ところが、現在の合併論議は、合併旧法下での平成の大合併により市町村合併が一段落した感が否めず、盛り上がりには欠けると言わざるを得ない状況となっております。これは、本年7月1日現在、協議中の合併協議会等の設置数が全国で38、法定協議会に至りましては全国でわずか11という状況からすれば、本県に限ったことではありません。

しかし、本年6月に、第2次の熊本縣市町村合併推進構想が作成されたものの、平成17年4月に施行された市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法の期限、平成22年3月まで既に2年7カ月となった現在、市町村合併推進に対する県の姿勢には、ある種物足りなさも感じます。

当然、自主的合併が基本であることは理解しておりますし、合併旧法下での合併協議の余韻が残っている地域や合併市町村が所在する地域等、地域によってさまざまな状況があることも理解しております。さらに、知事が6月の定例会において答弁されたように、本県におけるここ数年の市町村合併の効果、検証が、合併機運の醸成を図るためにも必要であるということも理解できます。

こうした理解の上に立っても、2年7カ月という期間の中、果たして市町村合併が進展していくのか、疑問を感じずにはいられません。さらに、2年7カ月といっても、研究会も含めた実質的な協議会等の設置時期には、その後の協議等も考慮するならば、物理的な期限もあると考えます。

市町村合併は、住民の利便性の向上、サービスの高度化や多様化、広域的なまちづくり、行財政の効率化等がそのメリットとして言われております。特に、先ほど述べました少子高齢化社会においては、市町村が提供するサービスの水準を確保することが住民の願いであり、地域の将来にとっても必要な条件ではないかと考えます。

そこで、合併新法の期限が2年7カ月後に迫ってきた現在、市町村合併に対する意気込みについて、改めて知事にお尋ねいたします。同時に、市町村合併に対する今後の取り組みについて、総務部長にお尋ねいたします。

次に、先ほども述べましたが、現在の市町村は、地方分権一括法の施行以降、みずからの責任と判断で、地域の実情に応じた行政サービス、施策の決定から実施に至るまで、その責務を担っていくことが求められるようになってきました。

しかし、国の三位一体改革による地方交付税や国庫支出金の削減、地域経済の悪化等により税収も伸び悩み、厳しい財政運営を余儀なくされている市町村も目立つようになってまいりました。

こうした状況の中、国において、本年6月に地方財政健全化法が制定されました。この地方財政健全化法は、自治体の財政悪化の度合いに応じ、自主的な改善努力による早期健全化と、北海道夕張市のように、国等の関与による財政再生の2段階に分けて再建を図るものとなっております。

そして、財政の健全度をはかる指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率の4指標が導入され、それぞれの指標が設定基準に達した場合、自

治体に財政健全化計画、または財政再生計画の策定が義務づけられております。これまでの財政再建団体制度と比べ、新たな指標により住民や議会が監視しやすいようになっており、早期是正措置を講じ、財政破綻を予防することに重点を置いた制度となっております。

その4指標のうち、実質公債費比率の平成19年度時点の速報値が総務省から公表され、その内容記事が、9月8日付熊本日日新聞の朝刊に掲載されておりました。

それによりますと、私の出身地である長洲町が前年度比3.3ポイント上昇し、自治体単独事業で地方債発行が制限される25%を超える25.7%と、非常に厳しい速報値となっております。また、さかのぼる6月3日付日本経済新聞にも、連結実質赤字比率が30%を超える市町村の一つとして、同じく長洲町が掲載されておりました。

これまで、長洲町においては、第3次行財政改革大綱の策定を行い、財政面における改革に取り組んでおりました。さらに、国の監督下に置かれ、自治体の自由裁量が事実上なくなる財政再生団体への転落を何としても避けなければならないとの決意から、緊急行財政行動計画書の策定を進めているとも聞いております。

恐らく、この行動計画書の中には、住民に対し、それ相応の痛みを伴う内容も盛り込まれるものと考えられます。未来を背負う次世代のために、この状況を打破しなければならないとの苦渋の決断であると理解しなければならないものと考えます。

また、地方債の発行に県の許可が必要な実質公債費比率18%を超える市町村も、本県にはさらに5市町村ございます。

このように、非常に厳しい財政運営を強いられる市町村が今後さらに増加することがあるのならば、住民からの痛みを伴う改革への不安も生じてくるのではないかと懸念しております。

現在のところ、各指標の基準は総務省から発表されておられません。しかしながら、基準こそが財政状況の厳しい市町村にとっては命運を左右すると言っても過言ではないと考えます。本来、市町村の発展があつてこそ県も発展していくのではないかと考えます。

そこで、地方財政健全化法における指標基準の見通しと本県市町村への影響について、さらに、財政状況が厳しい市町村に対する県としてでき得る支援について、以上、先ほどの質問とあわせて3点、総務部長にお尋ねいたします。

〔潮谷義子知事登壇〕

◎（潮谷義子知事）市町村のありようは、本県の姿とも密接にかかわるものであり、特に少子高齢化が著しく行財政基盤が脆弱な小規模町村について、現在のままの体制で医療や介護サービスなど増大する事務に対応していけるのか、その将来を県政を預かる者として大変危惧しております。

市町村が、将来にわたって多様化するニーズに対応し、住民サービスを維持し、その負託にこたえていくためには、行財政基盤の将来的な展望、高度化、専門化する事務に的確に対応できる自立性の高い総合行政主体への転換を図ることが強く求められており、市町

村合併はその有効な手段であると考えています。

市町村におかれては、合併をしない選択肢もありましょうが、今後の人口減少、少子高齢化の状況、あるいはますます厳しくなる行財政の見通しなどを含めて、議会や住民の方々に具体的にお示しいただいた上で、地域の将来について、本当に単独で自立していけるのか、真剣な議論が避けて通れないと考えています。

これまでも合併の推進に努めてきましたけれども、さまざまな支援措置のある合併新法の期限が2年7カ月後に迫っておりまして、おおむね人口1万未満の小規模な17町村の長と議会議員の皆様に対して、今すぐ行財政の見通しを含めた地域の将来について、住民の方々とともに真剣な議論を始めていただきたい、こういう私の思いから、現在、私の方から書簡をそれぞれに出させていただきました。

県としては、合併新法の期限内に多くの合併市町村が誕生するよう、これからも市町村の合併に積極的に取り組んでまいらなければならないと考えています。

〔原田正一総務部長登壇〕

◎（原田正一総務部長） 3点にわたって御質問いただき、順次お答えをさせていただきます。

まず、市町村合併に関する今後の取り組みについてでございます。

熊本縣市町村合併推進構想に示しております20の小規模町村につきましては、そのほとんどが将来人口も減少すると見込まれておりまして、国立社会保障・人口問題研究所のデータによりますと、平成32年には、人口減少率の平均は約13%、高齢化率の平均は約36%となっております。

また、財政力も弱いため、地方交付税が縮減傾向にある中、現在の行政サービスを維持することさえ困難になるおそれがございます。

このような背景を踏まえまして、合併推進構想に基づき、市町村合併検討の必要性について周知を図りますとともに、特に小規模町村の多い玉名、阿蘇、球磨地域においては、市町村のあり方等に関する事務レベルの勉強会を開催するなど、合併機運の醸成に取り組んできたところでございます。

そのような中、本年7月には、人吉・球磨地域の市町村長による合併を含めた地域の将来を検討する勉強会が立ち上がっておりますが、今後、このような動きが他の地域にも広がっていきますよう、昨年に引き続き、シンポジウムやトップセミナーを開催いたしますとともに、直接県民の皆様へ合併の必要性を訴える新聞広報等を行うことで、合併機運の醸成を図っていくこととしております。

合併新法の期限を踏まえまして、本年度は重要な時期と認識をしております、特に小規模町村を中心に、住民の皆様を初め、執行部や議会に対して、合併検討の必要性を丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございます。

財政健全化法の指標基準についてでございますが、指標基準の算出方法や健全化の判断基準を政省令で定めるに当たりましては、地方6団体の意見が十分反映されるようにすべきとの国会における附帯決議が行われております。既に本県からも意見を申し述べておりますが、現在総務省において検討が進められておりまして、年内にはこの政省令が整備される予定と伺っております。

また、県内市町村への影響につきましては、質問の中でも若干触れられましたけれども、健全化判断指標が一定の基準を超え早期健全化段階になりますと、財政健全化計画を策定いたしますとともに、公表等の自主的な改善努力を行う必要があります。また、さらに指標が悪化し財政再生段階になりますと、財政再生計画の策定等のほかに、災害復旧事業を除いた一般公共事業等の起債が制限され、国等の関与によるより厳しい財政再建を行わなければならないとなります。

現時点におきましては、先ほど申し上げましたように、この政省令の整備が年内でございますので、これらの対象となる市町村があるのかは現時点では明らかでございませんが、御指摘のように、財政状況が厳しい市町村につきましては、これを回避するための取り組みが早速必要であると考えておりまして、現に、既にそのような取り組みを進められている団体もございます。

次に、市町村に対する支援についてでございます。

県は、従来から、市町村と対等、協力の関係のもとで、市町村財政状況の調査あるいは地方財政対策等の情報提供等を通して、適正な財政運営への技術的な助言等を行いますとともに、職員の相互派遣や研修生の受け入れ等も積極的に行っているところでございます。

今後は、特にこの新しい財政健全化法も念頭に置きまして、より健全な財政運営がなされますよう、引き続き市町村を支援してまいります。

[内野幸喜登壇]

◆（内野幸喜） 知事、そして総務部長、御答弁ありがとうございました。

先ほどの質問の中でも触れましたが、知事は、6月の議会において、市町村合併に関する答弁をされております。あれから3カ月しかたっていないと言う方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし私は、日々刻々と変化し得る情勢の中、県行政のトップである知事が、現時点でどのような考えをお持ちなのか、率直に知りたいと思いましたが、また、市町村合併に興味を持つ住民の方も同様であると思ひ、あえてお尋ねをいたしました。

そして、知事が先ほど答弁された、おおむね人口1万人未満の小規模な17町村の長と議員の方に対し書簡を出されたということは、知事の前向きな姿勢であると評価したいと思いますし、今後進展することを期待申し上げたいと思います。

いずれにせよ、合併新法の期限まで2年7カ月となりました。総務部長の答弁にもありましたように、合併の必要性を訴えながら、合併機運の醸成に努めていただきたいと思います。

また、財政健全化法の関係指標の詳細な基準は年内に示される予定で、現時点ではやはりはっきりとした答弁は難しかったと思います。しかし、先ほども述べましたが、その基準こそが、命運を左右する市町村もごぞいます。市町村の発展なくして県の発展も望めません。ぜひ、関係市町村とは情報を共有し、でき得限りの積極的な支援をお願いしたいと思います。

続きまして、農業問題の質問に入らせていただきたいと思います。

現在、我が国の農業政策につきましては、農業従事者のみならず、多くの県民が大きな関心を寄せている項目でございます。さきの参議院選挙におきましても、農業政策が判断材料の一つとなったことは紛れもない事実であると考えます。

認定農業者、農業法人、地域営農組織等の担い手へ、施策、支援が集中化、重点化されている現状は、WTOの農業交渉に代表される国際ルール厳格化の流れの中では、一定の理解を示さざるを得ません。

しかしながら、実際に農業の現場に足を踏み入れたとき、施策とのギャップを感じるのは、決して私だけではないと考えます。

私の出身地である玉名地域は、有明海に面した平たん水田地域、金峰山や小岱山の山ろく地域、そして北東部の中山間地域の3地域に大別されます。中でも、中山間地域ほど小規模農家が多く、施策とのギャップを感じずにはいられません。

中山間地域は、全国的にも、総じて高齢化率が高く、過疎化が進行しております。後継者不足によるコミュニティー機能の低下した地域では、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の発生等、深刻な事態も生じております。また、農業生産条件におきましても、急傾斜、狭小、農地の分散等、平たん地と比べて不利な点が多く、農業算出額、農業所得等、著しい格差も生じてきております。このことは、玉名地域におきましても同じ傾向となっております。

玉名地域の合併以前の旧市町ごとに調査された直近の調査結果がございます。この調査結果によりますと、平たん地である旧横島町と中山間地の現和水町である旧三加和町、旧菊水町及び南関町とでは、項目ごとの差が顕著にあらわれております。

例に挙げるならば、農業算出額、旧横島町 68 億 4,000 万円に対しまして、旧菊水町 16 億 2,000 万円、南関町 25 億 1,000 万円、1 戸当たりの農業所得、旧横島町 399 万 6,000 円に対しまして、旧菊水町 67 万 9,000 円、また、いわゆる専業農家と言われる主業農家の割合は、旧横島町 62%に対しまして、旧三加和町 26%、旧菊水町 15%、南関町 14%、そして 700 万円以上売り上げられた農家の方の割合に至りましては、旧横島町 58%に対しまして、旧三加和町 9%、旧菊水町 5%、南関町 4%と、著しい格差が生じております。

このように、中山間地域の和水町、南関町にとりましては、いずれの項目からも、農業を取り巻く情勢が深刻な状況であることが見てとれます。

この調査結果の格差につきましては、旧横島町が施設園芸の盛んな地域であるからというふうに単純に理解すべきものではないと考えます。それ以前に、中山間地域が、施設園芸にとって重要な基盤整備、それ自体が進んでいないという状況を考慮しなければなりま

せん。

基盤整備がなされた農地であるならば、米から施設園芸への転換も可能となります。将来の可能性が大きく広がるならば、若者が農業に魅力を感じ、後継者不足に悩むことも緩和されるはずです。

実際、65歳以下の主な農業就業者の割合は、旧横島町では、10人のうち約6人、南関町に至りましては、10人のうちわずか3人にも満たないという高齢化した現状が平成17年の数値からもうかがえます。つまり、現在の中山間地域の農業につきましては、農業所得の減少、進まない整備、後継者不足という3つが連鎖し、中山間地域農業スパイラルとも言える状況となっております。

こうしたことから、中山間地域の条件の不利な地域に、きめ細かい配慮や支援が行き届きにくくなるのではないかと地域の懸念も理解できなくはありません。

本来、中山間地域は、農業、農村が持つ水源涵養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止等の多面的な機能によって、都市部を含む多くの県民の財産、豊かな暮らしを守っております。しかしながら、現状は、先にも述べましたとおり、厳しい現実となっております。

また、農業の課題としては、中山間地域を中心とした鳥獣被害も挙げられ、収穫期を前にイノシシ等による被害が散見されます。玉名地域におきましては、平成18年度被害金額7,997万7,000円ほどとなっております、増加傾向にあるものと考えられます。

そこで、中山間地域の農業振興に対する県の現状認識と取り組み及び県内における農産物の鳥獣被害の現状と対策について、以上2点、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔山本隆生農林水産部長登壇〕

◎（山本隆生農林水産部長） まず、中山間地域の農業振興についてでございますが、中山間地域は、県土面積の7割以上を占め、農業面でも、農地面積の約5割を占める重要な地域でございます。

しかし、平たん地に比べますと、傾斜が急な農地が多いなど生産条件が不利でありまして、農家1戸当たりの生産農業所得は、平たん地域の約6割にとどまっている状況にあります。このような状況を考えますと、中山間地域においては、冷涼な気候条件等の地域の特性を生かした野菜や減農薬の農産物の生産、加工等による農産物の高付加価値化を推進することが極めて重要であると認識いたしております。

このため、その基盤となる農地につきましては、多様な農業が展開できますよう、地域の特性に応じ、区画整理や農道、水路の整備、棚田の再整備等の生産基盤整備を進めております。また、整備を行うに当たりましては、中山間地域総合整備事業等を活用いたしまして、計画的に取り組んでいるところでございます。

また、中山間の中でも特に生産条件が厳しい地域におきましては、平たん地域との農業所得格差の補てんを目的といたしました中山間地域等直接支払交付金等を活用いたしまして、集落営農による農業生産活動の維持や棚田、牧野等の保全管理を支援し、耕作放棄の

防止と多面的機能の発揮を図ってまいっております。

今後とも、地域の創意工夫に満ちた取り組みを、ハード、ソフト両面から総合的に支援し、中山間地域の農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目、農産物の鳥獣被害についてでございますが、本県の農産物への鳥獣被害額は、平成18年度で6億円近くに上り、特にイノシシの被害は4億円近くと最も多く、農産物に深刻な被害を与えております。

このことは、農業者の生産意欲の低下や中山間地の多面的機能の低下を招いており、その対策が急務となっております。

このため、県といたしましては、熊本県野生鳥獣被害対策連絡協議会を設置いたしまして、関係部局で連携して、鳥獣害対策研修会の開催や電気さく、箱わなの導入補助等各種事業の活用により、イノシシなどの被害防止対策を図っております。

また、今年度は、新たに地域ぐるみで被害防止対策を行うモデル地域の育成等を行うことといたしております。

鳥獣による農作物への被害防止は、中山間地の農業を今後とも維持していく上で極めて重要でございます。県といたしましても、各種施策により、地域の取り組みをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

[内野幸喜登壇]

◆（内野幸喜） 今、農林水産部長の答弁にもありましたが、本県における中山間地域は、県土面積の7割以上、農地面積の約5割と、農業振興にとりまして非常に重要な地域であると思います。同時に、中山間地域は、先ほども述べましたが、多くの県民の財産、豊かな暮らしを守る、そういった役割も多面的な機能によってあわせ持っております。そうした部分、役割を、農業従事者のみならず、広く県民にアピールしていただき、中山間地域総合整備事業や中山間地域等直接支払交付金など、とり得る施策を積極的に活用しながら、中山間地域の農業振興に力を入れていただきたいと思います。

また、鳥獣被害についても、生産意欲の低下や中山間地域の多面的機能の低下など、根幹を揺るがす大きな問題ととらえ、地域と連携しながら、被害拡大の防止に全力で取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、治安対策についての質問に入らせていただきます。

県民のだれもが、地域、そして家庭における平穏無事な生活を営みたいとの、至極当然な希望を持っております。しかし、このことは、治安が守られてこそその希望にほかなりません。治安が守られなければ、正常かつ健全な経済活動、さらには、私たち議会人としても、その政治活動さえをも行い得ません。日々の生活における最も重要な条件こそが治安であると言っても決して過言ではありません。

「今の日本は安全・安心な国か」という特別世論調査が、平成16年に、内閣府により実施されております。



その特別世論調査によりますと、「そう思う」との回答が 39.1%に對しまして、実に半数以上に上る 55.9%の方が「そう思わない」、つまり、言いかえるのであれば、今の日本は安全、安心な国ではないとの回答をされております。これは、北朝鮮による拉致問題等が大きく関係していると考えられるとはいえ、世界的に治安大国日本とまで称されたことがある過去からすれば、非常に厳しい結果となっております。

さらに、内閣府が平成 18 年に実施いたしました社会意識に関する調査によりますとも、悪い方向に向かっている分野の第 1 位が治安となっております。これは複数回答可であります。38.3%と、高い数値となっております。平成 17 年の調査時 47.9%に比べますと、9.6 ポイント改善しているとはいえ、依然として国民の治安に対する不安が完全に払拭したという状況には至っておりません。

本県の治安情勢につきましても、平成 15 年には、刑法犯の認知件数が 2 万 8,973 件と過去最悪の件数を記録いたしました。それを踏まえ、熊本県警察では、翌平成 16 年 6 月に、平成 19 年末までのおおむね 3 年間をめどに、緊急かつ重点的に取り組む治安対策として、熊本県警察緊急治安対策プログラムを策定し、現在その各種施策を推進されています。

その結果、平成 18 年には、刑法犯の認知件数が 2 万 54 件まで減少し、施策の効果があらわれてきており、治安再生の兆しも見え始めてきているところと考えられます。

しかしながら、刑法犯の認知件数が減少してきたとはいえ、その件数は、いまだ昭和 50 年代の約 1.5 倍近くという高い水準にあることに変わりはありません。

特に、近年におきましては、殺人、放火、強姦等の重要犯罪や発生場所を選ばないサイバー犯罪、匿名性の高い振り込め詐欺のような知能犯罪などが増加傾向にあります。さらに、先月の 19 日には、熊本市の住宅街におきまして、暴力団同士の抗争事件に端を発したと見られる発砲事件も発生しております。このような状況を考えたとき、依然として本県の治安情勢は厳しい情勢にあると言わざるを得ません。

本県の治安情勢がこのような状況にある中、警察庁が平成 15 年 8 月に策定した緊急治安対策プログラムの中で、地方警察官の増員が推進施策として掲げられ、また、政府が平成 15 年 12 月に策定した犯罪に強い社会の実現のための行動計画の中でも、警察官増員の必要性が掲げられ、平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 カ年で、地方警察官 1 万人の緊急増員が実現いたしました。この結果、本県の警察官も確実に増員となっております。

そして、ここ 2 カ年の警察官増員や本県警察が各種施策を行った結果、先にも述べました刑法犯認知件数の減少や刑法犯検挙件数、刑法犯検挙率が増加するという効果があらわれております。

ところが、警察官 1 人当たりの負担人口に目を転じてみたとき、平成 19 年 4 月 1 日現在、本県警察官の負担人口は 628 人となっており、全国平均の 512 人、九州平均の 539 人と比べてもはるかに多く、高負担状態となっております。この高負担状態が、県民の治安に対する不安の一部分であることは想像にかたくありません。

このようなことから、これまで知事が、警察庁と総務省に對しまして、警察官の増員に

ついて提案活動を行ってきたと伺っておりますが、県民が安全で安心して暮らせる治安水準を確保するため、県民の治安に対する不安を払拭するため、一人でも多くの警察官を増員することは当然であると考えます。

しかしながら、警察官の人的確保につきましては、今後さらに厳しい現実となることが予想されます。つまり、ベテラン警察官の大量退職時代が到来するというところでございます。

ベテラン警察官のその経験、知識、または勘というものは、警察官として拝命して以来、長年にわたり捜査活動等に従事してこられた過程そのものであると考えます。さらに、最も重要な要件、危険を省みず、県民の安全を確保しなければならないという勇気ある使命感も同様であると考えます。こうしたベテラン警察官の退職者が増加していくという近い将来の現実については、一抹の不安を覚えずにはられません。

そこで、ベテラン警察官の大量退職に伴う人員確保について、そのベテラン警察官のスキルをいかにして若手警察官に継承していくのかについて、また、退職警察官は、長年にわたるさまざまな経験から知識と使命感を有しており、そうしたキャリアを退職後についても生かしていただくことは、県民の皆様にとりましても心強いことではないかとも考えます。そこで、退職警察官の再任用制度の現状について、さらに、退職警察官の地域貢献策について、以上4点、警察本部長にお尋ねいたします。

〔横内泉警察本部長登壇〕

◎（横内泉警察本部長） まず、ベテラン警察官の大量退職に伴う人員確保についてであります。本県警察では、平成17年度以降、10年間で組織の約4割が入れかわるという大量退職、大量採用期にあり、昨今の厳しい採用環境の中で、真に警察官たるにふさわしい優秀な人材を確保することは、本県警察の最重要課題であると認識しております。

そこで、若手警察官を出身大学や出身高校に派遣し、募集活動に従事させるリクルーター制度を導入するなど、積極的な募集活動を行っております。

また、採用試験におきましては、体力試験の種目を4種目から7種目に変更し、あわせて合格基準の見直しを図るとともに、面接試験に集団討論、集団面接を導入するなど、総合的な人物評価により、真に警察官に必要な能力と適正を有する人材の確保に努めているところであります。

次に、若手警察官へのスキル継承についてであります。大量退職、大量採用に伴い、組織内の年齢構成が変化する中、ベテラン警察官の持つ技術、能力等の確実な継承は、治安を維持するための必要不可欠な課題であると認識しております。

このため、各分野で高度な知識や技能を有する警察官を技能指導官に指定し、現場における指導等に充てるとともに、ベテランと若手の合同合宿による伝承教養やベテラン警察官を指導者とした実戦形式の想定訓練を実施するなど、若手警察官のスキルアップに努めております。

次に、退職警察官の再任用制度についてであります。本県警察でも、本年度から再任用制度を導入しており、一般職員1人を再任用しております。

本制度は、警察官としての身分を維持することで、若手警察官に対し、実際の事件処理等を通じ、知識、技能等の伝承を図ることができる有用な制度でありますことから、今後は、退職予定の警察官に対し、その拡大を図ってまいりたいと考えております。

最後に、退職警察官の地域貢献についてであります。退職警察官の中には、現に、長年の経験で培った知識、技能を生かし、それぞれの居住地域において、住民に安心感を与える防犯ボランティア活動に積極的に取り組んでいる者もおります。

また、現在、本県警察では、退職警察官を非常勤のスクールサポーターや交番相談員として任用し、犯罪から子供を守る活動や地域住民の安全、安心にかかわるニーズにこたえる活動に従事させているところであります。

今後は、警察官の大量退職に伴うマンパワーの低下を補う観点から、退職警察官が現職時代に培ったノウハウを生かせる新たな分野への活用も検討してまいります。

[内野幸喜登壇]

◆ (内野幸喜) ちょっと時間の方も押し迫ってきましたので、人員確保についてと地域貢献策について絞って話したいと思っております。

やはり客観的に見ても、警察の現在の人員が少ないことが問題のような気がします。先ほど、警察本部長の答弁の中で、この10年間で組織の約4割が入れかわる大量退職、大量採用期にもう既に入っているとのことでございます。

そうした中、人材の確保については、やはり入り口の部分も重要ではないかとも思います。単に間口を広げて人材を確保するというのではなくて、その人が警察官として必要な能力と適正を持っているのか、非常に難しい判断であると思っておりますが、そうした部分の見きわめも必要だろうと思っております。そういう点では、総合的な人物評価による人材確保、今後も、これを柱に有為な人材の確保に努めていただきたいと思います。

また、多くの退職警察官の方が、防犯ボランティア活動、スクールサポーターや交番相談員としての活動に従事されていますが、今後、現職警察官時代に培ったノウハウを生かせる新たな分野への活用の検討という点は大きく期待するところでございます。

ぜひ、地域住民の治安に対する不安を払拭し、安全、安心のニーズにこたえられるような地域貢献策にしていきたいと思います。

次に、ゆとり教育についての質問に入らせていただきます。

ここ数年、教育を取り巻く環境は、変革という大きな波にさらされております。

本県におきましては、平成17年から、前期選抜、後期選抜から成る新しい県立高校の入試制度が実施され、県立高校の再編整備計画についても御承知のとおりでございます。

一方、国におきましては「社会総がかりで教育再生を」というふれ込みのもと、昨年内閣に設置された教育再生会議が少なからず影響していると考えられる動きが活発になって

おります。

昨年12月には、約60年ぶりに教育基本法が改正され、ことしの4月には、43年ぶりの全国学力調査が実施されました。さらに、ことしの6月には、教育3法と言われる学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教職員免許法及び教育公務員特例法も改正されました。

こうした目まぐるしい変化の中で、特に注目しなければならないのが、今年度中にも予定されている、ほぼ10年に1度改訂されてきた学習指導要領の改訂ではないかと考えます。

現在の学習指導要領は、小中学校が平成14年度から、高校は平成15年度から施行されております。ゆとり教育なども表現される学校5日制のもと、小中学校における学習内容が大幅に削減されたのが現行の学習指導要領からでございます。

そもそも、ゆとり教育などと表現される現在の学習指導要領は、知識を一方向的に教え込むことになりがちであった教育現場の反省を踏まえ、子供たちがみずから学び、みずから考える教育への転換を目指したものであるとされています。その結果、授業時数が大幅に削減されたものとなっており、以前の学習指導要領と比べますと、その授業時数の差は歴然としたものとなっております。

例えば、私が生まれた昭和47年のその1年前、昭和46年4月に施行された学習指導要領では、小学6年生の総授業時数が1,085時間ございました。それに対しまして、現行の指導要領では総授業時数が945時間、その差140時間となっております。

さらに、昭和47年4月に施行された学習指導要領における中学2年生の総授業時数に至りましては、1,190時間であったものが現行では980時間と、実に210時間もの授業時数削減となっております。

これは、平成4年4月に施行された指導要領と比べましても、それぞれ70時間の削減となっており、こうした授業時数削減の傾向は、昭和52年の改訂から続いております。この大幅な授業時数の削減の事実を突きつけられたとき、学力面において不安をぬぐい去ることはできません。

今から4年前、平成15年に、OECD経済協力開発機構が、PISAと呼ばれる国際学習到達度調査を行っております。その調査によりますと、文章表現力や思考力をはかる読解力の順位が、平成12年の同調査に比べ、8位から14位へ下落したという調査結果が明らかになっております。

こうした調査結果も影響してか、今年度改訂予定の学習指導要領では、授業時数の増加が見込まれております。同時に、基本方針も、ゆとり教育から確かな学力の向上に転換し、脱ゆとりを明確なものにするとも聞いております。

このような劇的な変化を目の当たりにしたとき、ゆとり教育などと表現されてきたこれまでの方針は一体何だったのかと、疑問を抱かずにはいられません。当然、本県におきましても、ゆとり教育などと呼ばれてきたここ数年の教育環境についての検証がなされなければならないものと考えます。

そこで、ゆとり教育と言われる教育環境の学校現場も含めたこれまでの評価と、学校5日制に伴う授業時数削減と国際学習到達度調査に代表される学力との関係、さらに、学校5日制を堅持した上で、近い将来見込まれるであろう授業時数の増加分をいかにして確保していくのかについて、以上3点、教育長にお尋ねいたします。

〔柿塚純男教育長登壇〕

◎（柿塚純男教育長） まず、ゆとり教育の評価についてであります。質問の中にもありましたように、新しい教育基本法の理念のもとで改正されました学校教育法に、学力観として、基礎的な知識、技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育成することが、初めて法令上明記されたわけでございます。

このことは、現行の学習指導要領がねらいとする生きる力の基盤となります。確かな学力の育成と方向性を同じくするものであり、いわゆるゆとり教育が目指した教育の方向性は間違いではなかったのではないかと私は認識しております。

学校におきまして、確かな学力の育成のため、必修教科の充実を求める声もありますが、体験的な学習や問題解決的な学習など、工夫された授業が展開されており、県教育委員会といたしましては、今後とも、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育の一層の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、授業時数削減と学力との関係についてであります。授業時数の削減が基礎学力の定着に影響していることは私自身は否定いたしません。学習到達度調査の結果については、従来、一方的に知識を教え込むことになりがちであった授業により、学んだ知識や技能等を課題解決に活用する力が十分定着していなかったことが主な原因であると考えているところでございます。

県教育委員会では、このような状況を踏まえ、平成13年度から、他県に先駆けて、身につけるべき基礎、基本を確実に習得させる徹底指導と、児童生徒がみずから考え、問題解決に主体的に取り組む能動型学習とのめり張りをつけた熊本型授業を推進しているところでございます。

また、平成14年度からは、知識、技能はもとより、学ぶ意欲や思考力、表現力等を客観的に評価できるようチャレンジを開発し、教師の指導方法の転換を図り、児童生徒に確かな学力をはぐくむ教育を推進するなど、これらの取り組みは文部科学省からも高く評価をされているわけでございます。本年4月22日に全国一斉の学力調査を行いました。その調査問題の開発に当たり、最終的にその問題作成検討委員会の舞台上に上がりました問題10問が、すべて私どもが開発いたしましたようチャレンジの問題でございました。その意味で自負をしているところでございます。

最後に、授業時数増加分の確保についてであります。私も所属しているわけでございますけれども、中央教育審議会教育課程部会中学部会等におきましても、各教科等の授業

時数の増減及び増加した時数確保の方策等について現在検討を行っておりまして、私も含め、今後国の動きを注視していきたいと考えているところでございます。

また、このことについては、御案内のように、小中学校の教育課程の管理執行権を有しておられます市町村教育委員会等でも検討がなされると考えます。

私ども県教育委員会では、学習指導要領に示される授業時数の確保はもとより、授業の質を高める取り組みを充実させ、子供たちがみずからの力で将来への可能性を見出し、社会で夢や希望を持って主体的、創造的に生きていけるような、熊本型教育の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

〔内野幸喜登壇〕

◆（内野幸喜） ゆとり教育についての評価は、それぞれの立場で、または、さまざまなとらえ方で賛否いろいろな意見があると思います。

例えば、教職員の立場、児童生徒の立場、保護者の立場、さらには、児童生徒の学力の面、体力の面、生活の面、心の面などと、やはり重要なことは、そうした項目ごとに客観的に判断することではないかと思えます。ただし、学力に限っていえば、ゆとり教育、現在の学校5日制が基礎学力の低下につながっているのではないかと感じていらっしゃる方は多いと思います。

事実とはもかくとして、そうした不安を解消するためにも、ゆうチャレンジやまいチャレンジといった、本県独自の学力向上に関する事業を積極的に活用して、児童生徒の豊かな学力をはぐくむ教育を推進していただきたいと思えます。

次に、最後の質問になります。

総合型地域スポーツクラブについてでございます。

最後の質問ですので、肩の力を抜いて質問させていただきたいと思えます。

ことしの夏は、例年になく、スポーツに関する話題が大きく取り上げられました感があります。佐賀北高校の見事な優勝で幕を閉じた全国高校野球選手権大会、ちなみに、我が熊本県議会も、九州県議会野球大会で、先輩議員の皆様方のそのひたむきで心打たれるプレーにより、5連覇を達成いたしました。

さらに、日本選手団にとっては、残念ながら、女子マラソンの銅、男子マラソン団体の金、2つのメダル獲得に終わった世界陸上、そして今、フランスの地で、ラグビーワールドカップ2007が開催中であり、ラグビーをかじっていた経験のある私は、日々夜更かしをし、年がいもなくテレビの前で熱い声援を送っております。

このように、スポーツは、選手だけではなく、見る側にも、楽しさ、喜び、感動、爽快感といった多くのものを与えてくれます。さらに、地域コミュニティーの形成、活性化や家族の交流、世代間の交流等、たくさんの可能性をも持ち合わせております。

特に、現在においては、高齢化の進展、子供たちの体力低下や中高年の生活習慣病の増加など、体力や健康の問題が指摘されており、スポーツに対する期待は年々高まっております。

ます。

こうした中、文部科学省は、平成 12 年 9 月にスポーツ振興基本計画を策定し、生涯スポーツ社会の実現に向け、平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間の計画期間内に、全国の各市町村に少なくとも 1 つの総合型地域スポーツクラブを育成することを目標として掲げました。

総合型地域スポーツクラブは、これまでの学校スポーツクラブや職場スポーツクラブとは異なり、地域において、子供から高齢者まで、多種目、多世代、多様な技術や技能を持ち合わせた人たちが構成される新しい形態のスポーツ環境の場であるとされております。

本県においては、菊陽町に、平成 13 年、スポーツクラブきくようが第 1 号の総合型地域スポーツクラブとして立ち上げられ、本年 7 月現在、20 市町村 33 クラブが活動中であると伺っております。さらに、13 市町 17 地域において設立準備中であるとも伺っております。

そこで、総合型地域スポーツクラブが本県スポーツ振興において期待される役割、現在の活動実態と今後の見通しについて、以上 2 点、教育長にお尋ねいたします。

〔柿塚純男教育長登壇〕

◎（柿塚純男教育長） 総合型地域スポーツクラブは、今まで地域の中でそれぞれに行われてきたスポーツ活動のよさを生かしながらも、いろいろな種目を、多くの世代で、それぞれの志向に合わせて、継続的にスポーツ活動を行いたいという住民の多様なニーズにこたえられるよう、総合的に取り組む新しい形態のクラブでありまして、その育成というのは極めて重要であると認識をしているところでございます。

県におきましても、本年 8 月に改定いたしました熊本県スポーツ振興計画にも、総合型地域スポーツクラブの育成をスポーツ振興の最重要施策として位置づけ、その役割についても、生涯スポーツの振興はもとよりでございますが、コミュニティーづくりや健康づくりにも貢献できるものとして、大きな期待を持っているところでございます。

次に、活動の実態と今後の見通しについてであります。現在、県内では、約 1 万 1,000 人の県民が会員として参加しており、会員数 1,000 名から 100 名の大小さまざまなクラブが、スポーツだけではなくて、文化的なプログラムなども取り込み、地域の特色を生かした活動を行っているところでございます。

中には、国や県の地域づくりや健康づくりなどの事業を受託したり、あるいは市のスポーツ施設の指定管理者になったクラブもあるなど、充実した活動を行うところも出てきているわけでございます。

今後とも、県全体の支援組織であります火の国広域スポーツセンターを拠点といたしまして、県下に 60 のクラブ育成という目標達成に向けて、関係市町村とさらなる連携を深め、魅力あるクラブづくりを支援してまいりたいと考えております。

〔内野幸喜登壇〕

◆（内野幸喜） 総合型地域スポーツクラブについては、理念、方向性、ヨーロッパの地域スポーツクラブを連想させるすばらしいものがあるとは思いますが、しかし、現実には、学校のクラブ活動や職場のクラブといったものが盛んな地域でもあり、根づくまでにもう少し時間がかかるのかなという気がします。

ぜひ、60のクラブ育成という目標に向けて積極的な音頭をとっていただき、あわせて、設立準備中のクラブには、側面からの支援をお願いしたいと思います。

最後に、要望になります。

先ほど午前中に岩中議員も質問をされておりました。若干ダブるところはあると思いますが、御容赦いただきたいと思います。

小児科医不足に代表されるように、地域での医療完結体制が困難な状況になりつつあります。こうした状況が住民の方の心理的不安を増加させ、患者さんの地域外流出の増加、医師の都市部への集中と、悪循環の状況になってきております。

そこで、要望として、医師不足対策も含め、それぞれの地域で医療完結ができるような体制整備に力を入れていただきたいと思います。

以上で私の質問、要望は、すべて終わりとさせていただきます。初めての一般質問でございました。現時点の私にとりましては、精いっぱい最大限の力を出したつもりでございます。次回さらに機会を与えていただけるならば、さらに経験を積んで、より突っ込んだ質問をさせていただきたいと思っております。

60分間の御清聴、本当にありがとうございました。（拍手）

熊本県議会 (<http://www.pref.kumamoto.jp/site/gikai/>)

会議録より抜粋

<http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=kummotk&PWD=&A=frameNittei&XM=00010000000000&L=1&S=15&Y=%95%bd%90%ac19%94%4e&B=-1&T=0&T0=70&O=1&P1=&P2=%93%e0%96%ec%8d%4b%8a%ec+%&P3=&P=1&K=428&N=951&W1=&W2=&W3=&W4=&DU=0&WDT=1>